

検討会の運営について（案）

1 議事の公開の取り扱い

(1) 会議資料について

- 会議の資料は、会議の終了後、原則として、速やかに公表するものとする。

(2) 議事録について

- 議事録は、会議の終了後速やかに作成し、構成員の確認を得たうえで公表するものとする。

(3) 公表の方法

- 議事録及び会議資料は、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

(4) その他

- その他、議事の公開に関して必要なことは、座長が、会議にはかって決める。

2 幹事の選任

- 検討会での検討を補佐し、実務上の課題について整理するため、座長の指名により、幹事を置くものとする。